

球磨村過疎地域持続的発展計画（案）

令和3年度～令和7年度

熊 本 県 球 磨 村

目 次

第1 基本的な事項

1	球磨村の概況	1
	（1）位置・自然、社会・経済的概要	1
	（2）過疎の状況	1
	（3）社会経済的発展の方向性の概要	2
2	人口及び産業の推移と動向	2
	（1）人口の推移と動向	2
	（2）産業の推移と動向	3
3	行財政の状況	4
	（1）行財政の状況	4
	（2）施設整備水準の状況	5
4	地域の持続的発展の基本方針	5
5	地域の持続的発展のための基本目標	6
6	計画の達成の状況の評価に関する事項	6
7	計画期間	6
8	公共施設等総合管理計画との整合	7

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1	現況と問題点	7
2	その対策	7
3	事業計画	7

第3 産業の振興

1	現況と問題点	9
2	その対策	11
3	事業計画	13
4	産業振興促進事業	14

第4 地域における情報化

1	現況と問題点	14
2	その対策	14

第 5	交通施設の整備、交通手段の確保	
1	現況と問題点	15
2	その対策	16
3	事業計画	16
第 6	生活環境の整備	
1	現況と問題点	17
2	その対策	17
3	事業計画	18
第 7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
1	現況と問題点	18
2	その対策	19
3	事業計画	20
第 8	医療の確保	
1	現況と問題点	21
2	その対策	21
3	事業計画	21
第 9	教育の振興	
1	現況と問題点	21
2	その対策	22
3	事業計画	23
第 10	集落の整備	
1	現況と問題点	23
2	その対策	24
3	事業計画	24
第 11	地域文化の振興等	
1	現況と問題点	24
2	その対策	25
3	事業計画	26

第12 再生可能エネルギーの利用推進

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

- 1 現況と問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 2 その対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

事業計画（令和3年度～令和5年度）過疎地域持続的発展特別事業分・・・・・・28

第1 基本的な事項

1 球磨村の概況

(1) 位置・自然、社会・経済的概要

本村は熊本県の南部に位置し、東は人吉市及び山江村、西は葦北郡芦北町、南は水俣市及び鹿児島県伊佐市、北は八代市坂本町に接し、東西 13.5 km、南北 25 km、総面積 207.58 km²であり、その 88%が山林で占められ、村全体が山間部となっている。

村の中央には、日本三大急流の球磨川が東西に流れ、川を挟んで南に国見山(969m)、北に白岩山(1,002m)など 700m以上の山々がそびえ、これらの山岳を縫って大小無数の川が球磨川に注いでいる。年平均気温は 15.5℃(令和 2 年)で夏季と冬季の寒暖の差が大きく、やや大陸的变化のある気候である。降雨量は比較的多く年間 2,390 mm(令和 2 年)、降霜は初霜で 10 月上旬、晩霜で 4 月下旬となっている。

地質は白岩山と大坂間を結ぶ線を境として、北西部は古生層中部二畳系に属し、石灰岩が広範囲に露出し、南東部は中世層上部白亜系に属し地勢は幾分緩やかであるが、土層は深く通気性も良い。球磨川左岸の南部地帯は地質的に異なると言われているが、農耕上からは地質的性質も大差はなく生産力においても著しい差異はない。

「球磨村」は、昭和 29 年町村合併促進法に基づき、旧渡村・旧一勝地村・旧神瀬村の三村が合併して誕生したもので、旧三村とも鎌倉時代から相良領に属し明治の廃藩置県後、地方自治制度の改革により幾度か行政区画や町村数の変遷をみたが、明治 22 年町村制施行以来、昭和 29 年合併まで旧三村の行政区を形作っていた。

地域産業の主なものは農業と林業である。渡地区の一部平坦地を除き、他は全て山の傾斜地を切り開いた階段式田畑であるため、一枚の面積は小さく、日照・水利などの自然条件の悪さから生産性は低い。山林の所有形態については、大規模所有者と小規模所有者との格差が大きく、大規模所有者に村外地主が多い。また、近年においては、就業者の高齢化や担い手不足、就業人口の減少、耕作放棄地の増加といった問題を抱えている。

交通面では、村内を東西に貫流する球磨川に沿うように、国道 219 号及び J R 肥薩線が走っているが、令和 2 年 7 月豪雨災害により、国道及び J R 肥薩線に甚大な被害をもたらし、J R 肥薩線については復旧の目途が立っていない状況である。平成元年 12 月には九州縦貫自動車道の八代・人吉間が、平成 21 年 4 月には南九州西回り自動車道が芦北町まで開通し、八代市・熊本市方面への自動車による所要時間が短縮されている。また、平成 23 年 3 月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業し、九州北部地方や本州各地への移動時間も短縮されている。

(2) 過疎の状況

本村の人口は平成 27 年国勢調査によると 3,698 人で、昭和 35 年の 11,953 人と比較すると 69.1%もの大幅な減少となっており、減少に歯止めがかからない状況となっている。

人口減少の主な原因としては、雇用の場が少なく、新規学卒者や U ターン、I ターン希望者が村内で安定した生活を築いていくことが難しいことに大きな要因があると考えられる。かつては基幹産業であった第 1 次産業であるが、本村は地形的に耕作地が狭く生産基盤の整備も遅れ

ており、農林産物の生産性の低さや不安定であることから、第1次産業で雇用を発展させていくことは難しい状況である。さらに、地理的条件が悪く誘致企業も望めない為、新規学卒者は雇用を求めて村内から出てしまう状況となっている。

さらに令和2年7月に発生した、豪雨災害により住居を失われた方の一部が、安全な住まいを求めて村外へ転出したこともあり、人口減少が急激に進む状況となった。

(3) 社会経済的発展の方向性の概要

本村では、過疎地域の指定を受けて以来、国や県の振興方針に即しつつ、旧過疎法によって策定した計画に基づき、過疎対策に取り組んできたところである。しかしながら、若年人口の都市部への流出や少子化による人口減少は続いており、過疎地域における課題は依然として存在している。

今後も、急激な人口増や高齢化率の低下などは見込めないが、本村における課題解決に向けた諸施策を積極的に推進し、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、豊かな地域資源を有効に活用した地域づくりを推進することにより、地域の持続的発展を図っていく。

2 人口及び産業の推移と動向

(1) 人口の推移と動向

国勢調査を基に人口の推移を見ると昭和30年の12,833人をピークに減少しており、昭和35年は11,953人、昭和50年は7,717人、平成2年は6,150人、平成17年は4,786人、平成27年は3,698人となっている。昭和35年と平成27年を比較すると55年間で69.1%の人口減少となっている。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」では、令和27年には1,430人まで減少することが予想されており、今後更に人口減少が進むと見込まれている。

表 1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和35年			昭和50年			平成2年		平成17年		平成27年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総 数	人 11,953	人 7,717	% △35.4	人 6,150	% △20.3	人 4,786	% △22.2	人 3,698	% △22.7			
0歳～14歳	4,749	1,776	△62.6	1,041	△41.4	566	△45.6	398	△29.7			
15歳～64歳	6,467	5,056	△21.8	3,901	△22.8	2,498	△36.0	1,789	△28.4			
うち 15歳～ 29歳(a)	2,330	1,454	△37.6	855	△41.2	545	△36.3	301	△44.8			
65歳以上 (b)	737	885	20.1	1,208	36.5	1,722	42.5	1,517	△11.9			
(a)/総数 若年者比率	% 19.5	% 18.8	—	% 13.9	—	% 11.4	—	% 8.1	—			
(b)/総数 高齢者比率	% 6.2	% 11.5	—	% 19.6	—	% 36.0	—	% 41.0	—			

表 1-1(2) 人口の見通し (社人研推計)

区 分	令和 7 年			令和 12 年			令和 17 年			令和 22 年			令和 27 年		
	実 数			実 数			実 数			実 数			実 数		
総 数	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
	3,204	2,366	△26.2	2,024	△14.5		1,711	△15.5		1,430	△16.4				
0 歳～14 歳	320	236	△26.3	205	△13.1		179	△12.7		157	△12.3				
15 歳～64 歳	1,450	922	△36.4	794	△13.9		667	△16.0		564	△15.4				
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	266	178	△33.1	148	△16.9		127	△14.2		113	△11.3				
65 歳以上 (b)	1,434	1,208	△15.8	1,025	△15.1		865	△15.6		709	△18.0				
(a)/総数 若年者比率	8.3	7.5	—	7.3	—		7.4	—		7.9	—				
(b)/総数 高齢者比率	44.8	51.1	—	50.6	—		50.6	—		49.6	—				

(2) 産業の推移と動向

本村の産業の主体は第一次産業であったが、産業別人口の動向を見てみると、第一次産業就業人口が全体に占める割合は昭和 35 年の 70.5%から、昭和 50 年には 48.4%、平成 2 年には 36.0%、平成 17 年には 18.7%と徐々に減少し、平成 27 年には 18.0%となっている。その反面、観光を含む第三次産業就業人口は年々増加しており、昭和 35 年には 22.1%であった就業人口総数に占める割合も、昭和 50 年には 30.6%、平成 2 年には 33.4%、平成 17 年には 53.0%、平成 27 年には 57.8%となり、半数以上が第三次産業に就業している。また、就業人口総数は、昭和 35 年の 5,352 人が平成 27 年には 1,690 人となり、68.4%減少している。

市町村村民所得推計による球磨村の 1 人当りの村民所得を見てみると、平成 17 年度は 1,440 千円で県平均 2,360 千円に対し 61.0%、平成 27 年度は 1,674 千円で県平均 2,424 千円に対し 69.0%となっており、村民所得の低さと県平均との格差は依然として明らかで、県内最下位が定位置となっている。

表 1-1(4) 産業別人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年			昭和 50 年			平成 2 年			平成 17 年			平成 27 年		
	実数			実数			実数			実数			実数		
総 数	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%	人	人	%
	5,352	3,726	△30.4	3,238	△13.1		2,198	△32.1		1,690	△23.1				
第一次産業 就業人口比率	70.5	48.4	—	36.0	—		18.7	—		18.0	—				
第二次産業 就業人口比率	7.4	20.9	—	30.6	—		28.3	—		24.1	—				
第三次産業 就業人口比率	22.1	30.6	—	33.4	—		53.0	—		57.8	—				

3 行財政の状況

(1) 行財政の状況

本村の行政組織は村長部局に、総務・復興推進・税務住民・保健福祉・産業振興・建設・会計の7課を設置している。また、議会・農業委員会・教育委員会の各事務局には専任の職員を、監査委員・選挙管理委員会の各事務局には兼任の職員を配置している。総体的には、本村の行政機構は標準的であるが、近年は地方分権に伴う権限の移譲などにより、行政事務が多様化・複雑化し事務量も増加しており、住民のニーズへ柔軟かつ迅速に対応しながら地域振興を図るうえで、行政機構の再編についても十分に検討していく必要がある。また、平成20年4月に再編された21の行政区は、地域に密接した行政の核であり、この行政区を中心とした地域コミュニティ活動を積極的に支援しつつ、住民自らの手による地域づくりをどのように推進していくかが重要な課題である。

本村の財政規模は、平成27年度の歳入総額4,346,561千円に対し、令和元年度は4,525,111千円と4.1%増加している。構造上から見ると、歳入総額における地方交付税の割合は、令和元年度には41.1%と歳入の半数を占めており、大きな割合を示している。一方、地方税は、平成27年度239,484千円に対し、令和元年度255,741千円と増加している状況であるが、歳入総額に占める割合は5.7%と少ないため、地方交付税に対する依存度は非常に高くなっており、期待せざるをえない。歳出における投資的経費の占める割合は、平成27年度は27.5%、令和元年度は33.5%で、主に防災無線、避難所整備などの防災関連事業をはじめ、辺地並びに過疎対策事業による村道、村営住宅などの生活基盤整備、農道、林道などの生産基盤整備などについて、国、県の補助事業を活用した事業展開を行っている。また、義務的経費の割合が平成27年度は34.8%、令和元年度は31.5%と依然として高く、今後も各財政指標の動向をより注視しつつ、過疎地域持続的発展計画に沿った均衡ある各種施策の遂行を図らなければならない。また、その他行政需要の増加・多様化に対応していくためには、乏しい自主財源の確保に最大限努めるとともに、地方交付税などの一般財源を弾力的に投入した事業の推進が必要である。さらに、起債活用による事業実施にあっては、公債費による財政負担を抑えるためにも対応事業の厳選を行うとともに、補助事業の有効活用によって均衡ある財政運営ができるよう努めなければならない。

表 1-2(1) 財政の状況

区 分	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	3,452,884	4,511,351	4,346,561	4,525,111
一般財源	2,076,770	2,197,412	2,370,549	2,241,301
国庫支出金	177,166	1,056,245	350,756	447,749
都道府県支出金	320,760	459,146	380,727	503,027
地方債	406,100	528,340	358,190	546,685
うち過疎債	175,700	174,300	100,700	150,000
その他	472,088	270,208	886,339	786,349
歳出総額 B	3,323,309	4,424,431	3,984,788	4,277,527
義務的経費	1,447,828	1,389,191	1,388,440	1,346,468
投資的経費	481,627	684,677	1,096,687	1,433,745
うち普通建設事業	463,114	646,939	1,032,497	1,354,134
その他	1,163,876	1,293,389	1,277,797	1,375,314
過疎対策事業費	229,978	1,057,174	221,864	122,000
歳入歳出差引額 C (A-B)	129,575	86,920	361,773	247,584
翌年度へ繰越すべき財源 D	3,100	7,632	129,208	86,152
実質収支 C-D	126,475	79,288	66,970	161,432
財政力指数	0.136	0.141	0.120	0.140
実質公債費比率	—	7.9	6.0	5.5
経常収支比率	88.8	80.1	75.7	83.2
将来負担比率	—	22.8	—	—
地方債現在高	3,654,856	3,703,503	3,539,172	3,592,575

(2) 施設整備水準の状況

主要公共施設などの整備状況は表 1-2(2)のとおりであり、生活環境と住民福祉の向上のため計画的に整備を進めてきた。特に村道については、地域住民の生活道路として確保すべきであることから、着実に整備を進めてきている状況にある。今後においても、総合計画や復興計画、過疎地域持続的発展計画、長寿命化計画などに基づき、財政状況や地域における需要、効率性、利便性などを勘案し、計画的に公共施設の整備を図る必要がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末	令和元 年度末
村道						
改良率 (%)	12.0	25.1	35.5	46.3	49.0	51.19
舗装率 (%)	75.6	84.6	86.0	92.2	92.3	93.29
農道						
延長 (m)	—	14,497	17,252	12,808	13,971	13,779
耕地 1ha 当り農道延長 (m)	16.9	21.8	27.9	—	—	—
林道						
延長 (m)	—	59,828	73,967	82,020	85,367	96,005
林野 1ha 当り林道延長 (m)	5.5	6.8	9.6	—	—	—
水道普及率 (%)	13.1	44.7	62.8	71.3	76.4	76.4
水洗化率 (%)	2.2	4.5	24.9	48.2	52.2	56.1
人口千人当り病院、 診療所の病床数 (床)	—	—	—	—	—	—

4 地域の持続的発展の基本方針

球磨村は、球磨川や村内に点在する棚田などの田園風景、歴史と新しい時代が融合した景観など、豊かな自然と集落の機能がうまく調和したむらである。村民は本村がもつ豊かな地域資源を活用しながら、生活を営み、地域コミュニティを形成してきたが、人口減少や少子高齢化問題など、本村を取り巻く社会環境は非常に厳しい状況が続いている。

このような状況に鑑み、本村では「生きがいのある住みよい村」を基本理念とした第6次球磨村総合計画を策定し、地域コミュニティ事業、農林業・商工観光事業、生活環境事業、健康・福祉事業、子育て・教育事業などを推進することで、村の持続的発展を目指している。

また、令和2年3月には「第2期球磨村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指して様々な施策に取り組んでいるところである。「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は本村の課題解決に向けた具体的施策を定めたものであり、「総合戦略」を推進していくことが、過疎地域の持続的発展へ繋がっていくものである為、本計画の基本方針については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の計画を基に定め、以下4つを基本方針とする。

(1) 地域資源を活かした「しごと」づくりによる持続可能な地域経済活動の実現

- ①地域資源を活かした企業を支援
- ②地域の課題解決を図る事業を支援
- ③有害鳥獣被害を減らし収入を増やす
- ④観光を上手く利用した仕事づくり・地域づくりの推進
- ⑤観光入込み等により交流人口・関係人口を増やす
- ⑥一人あたりの村民所得を高める

(2) 移住・定住の促進による「ひと」の流れづくりによる人材の確保と育成

- ①移住希望者を効果的に募る
- ②転入者を増やす
- ③転出者を減らし定住者数を維持する
- ④空き家バンクを充実させる
- ⑤定住促進のための小さな拠点をつくる
- ⑥定住促進住宅や分譲地の整備を推進する

(3) 若い世代の希望をかなえる「むら」づくりによる地域の持続的発展の実現

- ①結婚につながる支援や機会を増やす
- ②婚姻数を増やす
- ③出産・子育ての夢をかなえる態勢をつくる
- ④若い世代に合った生活や就労の場の改善を図る
- ⑤若い世代の転入を促進する
- ⑥若い世代の転出を抑制する

(4) 村民皆が活躍し幸福を感じる「むら」づくりによる安全安心な暮らしの確保

- ①交通弱者を減らす
- ②買い物弱者を減らす
- ③女性、前期高齢者、障害者の雇用率を高める
- ④高齢者の生活の質・幸福感を高める
- ⑤定年帰村者を増やす
- ⑥高齢者の活躍の場を増やす

5 地域の持続的発展のための基本目標

本計画の基本方針に基づく基本目標は以下のとおりとする。

目標指標	基準値 (令和2年度末)	目標値 (令和7年度)	備考
人口数	3,339人	3,173人	基準値の5%減

6 計画の達成の状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、総合計画において行われる評価を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、計画期間満了後の令和8年度においてホームページ等で公表することとする。

7 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5ヵ年間とする。

8 公共施設等総合管理計画との整合

「球磨村公共施設等総合管理計画」は本村が保有する公共施設等の現状を多方向から把握し、人口問題、財政問題、公共施設等の質及び量の問題等の観点から評価を行い、本村の特性やまちづくりを加味した上で、公共施設等の長期的な管理方針を定めたものである。

本計画と総合管理計画の整合については、総合管理計画が、本村の人口減少や財政規模に合わせて、将来の管理コストを縮減する目標を定めていること。本計画における各事業の対象となっている公共施設がすべて記載されていることから、整合性は取れているものである。

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

1 現況と問題点

(1) 移住・定住

人口が減少し続けている本村においては、移住・定住の促進を図り、人口減少のスピードを緩やかにすることが必要である。

本村の移住・定住促進事業として、定住促進団地の建設や移住相談会の開催、空き家バンク制度事業による移住者の受け入れ等に取り組んでいる。また、移住するにあたって、まずは交流人口を増やし球磨村を知ってもらう必要がある為、観光振興事業にも力を入れており、球磨川のラフティングや農業体験、自然景観を活かした観光事業により交流人口を増やす事業に取り組んでいる。

しかしながら、移住してからの仕事が少ないことでの生活不安や、住宅不足、紹介する空き家が山間部の不便な地域に点在している等の課題があり、興味があっても中々移住までに至らないといった状況となっている。

また、令和2年7月豪雨により、これまで整備してきた定住促進住宅が使用出来ない状況となり、住まいを失った方が他市町村へ流出する流れが進んでいる。これまで定住促進政策により本村で生活されてきた方を流出させない為にも、住まいの早期復旧及び安全な宅地の確保が喫緊の課題となっている。

(2) 広域連携

人吉球磨地域においては、かねてより生活圏域を形成する圏域自治体と、消防、救急、ごみ処理施設などの広域化を進めてきたところであり、日常生活においても、車社会の進展や交通インフラの整備・充実により、通勤・通学・買物・医療など、あらゆる面で地域住民の行動範囲における広域的な結びつきを強めてきた。このような地域的な繋がりを受け、平成27年1月に10市町村の間で定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンのもと広域で、地域振興及び住民福祉の向上を図ってきたところである。

しかしながら、人吉球磨地域においても人口減少が続いており、今後においても人口減少、少子高齢化が進んでいくと想定される。人口減少がもたらす影響は地域経済の縮小や停滞、行政サービスの低下にも繋がる為、圏域全体で対策に取り組んでいく必要がある。

2 その対策

(1) 移住・定住

移住・定住を促進する為に、まずは関係人口の増加を図る必要がある。自然豊かな球磨村であることから、自然環境を活かした観光、グリーンツーリズムによる都市農村交流などの関係人口を増やし球磨村の魅力を知ってもらうことで、球磨村への興味を引出したい。

さらに、移住して生活を安定させる為には仕事と住まいの確保が重要であることから、しごと創生と定住促進住宅の建設や空き家の利活用など住宅の確保にも取り組んでいく。

また、令和2年7月豪雨災害により、これまで建設してきた定住促進住宅が滅失した為、早急に定住促進住宅建設及び定住促進団地造成についても取り組んでいく。

(2) 広域連携

令和2年3月に策定された「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」に基づき、下記の事項に圏域全体で取り組んでいくことで、持続可能な圏域づくりを目指す。

- ①圏域医療体制の充実
- ②乳幼児発達相談、発達医療体制の充実
- ③障がい者（児）の総合支援の推進
- ④文化財の保護及び活用
- ⑤観光の振興
- ⑥農業の振興
- ⑦林業の振興
- ⑧地場産業支援及び企業誘致等の推進
- ⑨鳥獣害対策
- ⑩消費生活相談業務
- ⑪圏域における効果的で持続可能な交通施策の推進
- ⑫人材育成の推進
- ⑬外部の専門的人材等の活用の推進
- ⑭国・県等との人事交流

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
空家バンク登録戸数	3戸	10戸	5年間で7戸登録
定住促進住宅戸数	5戸	20戸	5年間で15戸整備

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
1移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(1) 移住・定住	定住促進団地整備 定住促進住宅整備	村 村
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き家利活用事業	村

第3 産業の振興

1 現況と問題点

①農業

平成27年の世界農林業センサスによると総農家数461戸に対して、専業農家は59戸、専業農家の中核をなす認定農業者が19人、兼業農家は124戸（うち第一種21戸、第二種119戸）、自給的農家は262戸となっており、平成22年時点の結果と比較すると総農家数で91戸が減少し、依然として兼業農家・自給的農家の占める割合が高い状態となっている。

農畜産業全般において、新規参入者・就農者は皆無に等しく、専業兼業共に経営継続ができず離農者が相次いでおり、放棄された農地が野生獣生息の温床となっており、周囲の耕作地へ悪影響を及ぼすといった負の連鎖を招いている。この要因となっているのは、狭隘で不整形、且つ山林及び河川と隣接している農地の法面・畦畔の草払い、石積及び水路の漏水補修、出水期の河川からの土砂流入、作物を含む表土及び地盤の流出、頻発する獣害など、これらの対策に費やす時間と費用、そしてその効果が往々にして実を結ばないという実態に住民が直面しており、これが村全域に及んでいることである。

水稻については、狭小・不整形な棚田状の田畑での作付けを中心に、果樹・たばこ・畜産などとの複合経営も行われている。また、兼業農家、自給的農家における主要作物ともなっているが、災害や獣害による減収も毎年発生し、その為の対応が経営規模の大小を問わず各農家の負担となっている。さらに、令和2年7月豪雨により水田に土砂が流入した為、作付け出来ない土地も出ており、今後の早期復旧が必要な状況である。

果樹については、クリとナシが広く作付けされ本村の主要な農産物となっている。クリは山林・原野の傾斜を利用する集荷ネットにより、集荷労力の軽減が図られているが、特に球磨川右岸においては猿、猪による食害、幼齢木の折損が著しく発生し、減収の要因となっている。ナシは、一勝地果実協同組合の銘柄「一勝地梨」が広く消費者に認知されている。また、一勝地果実協同組合以外にもJ A梨部会が組織されており、品質、生産量の向上に努めている。しかし、どちらの組織も家族経営の集合体であるため、後継者確保がなされていない経営体の今後の生産継続の有無が懸念される。

野菜については、運搬・作付けの労力の面から高齢者でも比較的作りやすい作物数種類を選定し、推奨作物として作付けもされているが、いずれも経営規模は小さく、出荷量に対して手数料や箱代などに係る経費が占める割合が高い。総じて単価が低いことから、流通量が増加傾向にある作物は市場の値崩れが起りやすく、採算が取れない状況も発生している。

畜産については、牛、豚の飼育が主に行われている。生産額は市場の動向に大きく左右され、また、外来性の疾患による家畜の移動制限などにも直面することが度々あるが、生産現場全体での真摯な対応を重ね、際立った風評被害もなく消費者の理解を得られている。しかし、経営者の高齢化とともに生産農家の減少が懸念されており、後継者の確保が喫緊の課題である。

②林業

本村の森林面積は、18,180haで総面積の88%を占め、このうち16,498haが民有林となっている。（平成27年5月熊本県林業統計要覧）林業生産額は4億4千6百万円で、総生産額の5.7%にとどまり木材産業の低迷を表している。人工林率は68%に達しているがその大部分が戦後植林されたものである。なかでも8～15歳級が8,415haと75%を占め、伐期到達林分が増えているため、豊富な森林資源を循環利用することが課題となっている。

このため、地域林業の振興と所得の増大を図るため林業構造改善事業や森林環境保全事業などの補助事業を活用し各種の林業振興のための施策を講じ成果を上げている。

スギ・ヒノキの木材（丸太）価格は昭和55年をピークに下落しつづけ、昭和62年から住宅需要を中心とする木材需要の増加により上昇したものの、平成3年から再び下落し、現在も低価格で推移している。ただ、各地で木質バイオマス発電の稼働により建築用材に向かない未利用材（C材、D材）の需要が高まり、低質材を主体に安定した価格で推移している。

最近における木材需要は、木造住宅着工が伸び悩むなか、公共建築物の木造化、木質バイオマスのエネルギー利用、木材の輸出など需要拡大の方向へ進む傾向にあり、特に未利用材（C材、D

材)の需要増加が期待されるが、木質バイオマス発電所が日本国内に数多く計画されており燃料用としての木材確保が懸念されているところである。

このように林業をとりまく諸情勢は依然として厳しく、需要の停滞、長期低迷などにより林業生産活動は不透明なものとなっている。

また、本村における林家の経営規模は20ha未満がほとんどで、農業あるいは第二次、第三次産業との兼業であるため経営基盤が弱い。後継者については、林業労働者は3Kといわれる過酷な労働条件のため他産業に流れていく傾向にあり、林業労働力の減少とともに高齢化が進み、林業生産の維持拡大を図ることは困難になっているほか、有害獣(シカ)の増加により植栽した樹木の食害、角擦りによる剥皮被害が拡大するなど、さまざまな課題に直面している。

しかしながら、林業の振興を図ることが村の活性化につながることから、森林整備計画を策定し各種の事業を実施しているところである。

球磨村森林組合においては、チップ工場、製材工場などを設置し、木材の付加価値を高めることにより林業所得の向上を図ってきたが、品質及び性能の明確な製品の安定供給が求められる中、乾燥施設を整備することにより、乾燥材生産を増大し売り上げの向上を図ることが必要である。

③水産業

本村の中央を貫流する球磨川においては、豊かな水量と急流によりアユ・ウグイ・ウナギ・カニなどを水産資源とし、沿岸住民の兼業として仕掛け網によるアユ漁が行われている。水産資源の確保のため稚魚の放流も行われているが、良好な漁場は限定されており、網掛けを行う者同士での漁場が固定化しているため、周辺関係者との良好な関係構築が必須で、新規参入には敷居が高くなっている。

また、支流においては近年の局地的豪雨などに伴う土砂の流入・堆積・流出が繰り返され、ヤマメなどの生息環境が安定しない河川も出てきている。

④商工業

商業関係は17事業所・工業関係は35事業所(令和3年4月1日現在球磨村商工会名簿)あり、商業関係内訳としては理容業2社、石油類小売業2社、ラフティング2社、自動車類整備・小売業2社、食料品等小売業3社、その他仕出し飲食業、電力小売業、配合飼料卸売業、民芸品小売業、郵便局、ホテル・温泉業で構成されている。工業関係では建築工事業13社、木材業4社、製材業2社、土木工事業5社、電気工事業3社、その他砂利採取業、建具製造業、焼酎製造業、造園業、木工品製造業、縫製加工業、電装部品修理業、食品製造業で構成されている。

食料品等小売業は、これまでも人口や集落数に対して事業者数が少なかったが、令和2年7月豪雨災害以降、さらに減少が加速した。店舗数が少なければ一店舗あたりの需要は大きくなりそうだが、実態としては村外での買い物が大半を占めており、村内事業者の売上は低くなっている。これは、人吉市をはじめとした近隣市町村が球磨村住民の主な就労場所となっており、その通勤帰宅など移動途中での買い物で充足している事が考えられる。村内の消費者がどういった店舗を選ぶか、選びやすいか、どういう商店を求めているかについては調査も必要だが、見立てとしては、満足する品揃えや品質、価格面の妥当性、店舗までの到達時間、駐車場のしやすさ、何かの「ついで」に買い物ができるか、といった面で、消費者が村外での購入を選択しているのではないかと考える。

村内消費を喚起すべく、貯まった枚数で買い物ができる「くまちゃんシール」を商工会・商工業事業者により実施されてきたが、利用できる加盟店が少なく、収支の悪化予測から令和2年2月に終了した。また、同じく村内の消費喚起を目的として「プレミアム付商品券」を、補助金を活用して実施するも、比較的利用しやすい燃料代や車検代といった一部の事業者に消費が集中する傾向となり、それ以外の事業者には事業効果が十分に得られなかった。

消費者のうち買い物が不自由な高齢者等の需要において、一部の集落には移動販売車が巡回販売している。特に令和2年7月豪雨以降は、新規事業者が参入してきた為、広い地域を周れるようになってきているが、一人当たりの消費額や、一日当たりの売上額に対して、車両の維持費や、売れ残った商品の廃棄損失などから採算性が低く、事業者の「地域への貢献精神」に大きく依存した状態にある。これらの事業者が経営難等を理由に巡回範囲の縮小や、前触れなく撤退した場

合、買い物が困難な高齢者、地域が唐突に顕在化し、その対応に緊急性を持って迫られる事が予想される。

村内事業者による加工品として、木材を加工し日用品などを制作販売している一勝地曲げ、特産品であるナシを使った万能タレやジャム、夏豆を使った万十などがあるが、いずれも大量生産ができる性質、或いは環境とは言えないため、事業拡大や新たな雇用にまで結びついていない。

工業部門では、建築工事業者が最多となっているが、建築や改修工事は1件当たりの事業費が高額になりがちなためか、リフォームなど小規模から中規模の依頼が主で、その他、村営住宅建設など行政からの受注が多くなっている。令和2年7月豪雨災害により住宅を失った人の再建や住宅リフォーム需要は、嵩上げなどの災害対策が進んでいないことや、木材価格の高騰などもあり、緩慢となっている。

木材伐出業は、引き受けができないほどの仕事はありつつも、作業に従事する人員が確保できない状況にある。

観光部門では、球磨川でのラフティングや鮎釣り、観光名所の球泉洞、温泉・宿泊施設の一勝地交流センター、農林業体験を主体としたグリーンツーリズム、棚田や史跡等をたどるウォーキングが主たるものとなっている。

観光業としては、球泉洞、ラフティング、温泉があるが、それぞれに令和2年7月豪雨による被災と新型コロナウイルス感染症の影響を受け利用客は激減したままとなっている。

グリーンツーリズムでは、平成23年4月に、「田舎の体験交流館さんがうら」をオープンし、令和3年度から指定管理者として地元の地域団体が運営に携わることとなった。来訪客の田舎体験のほか、地域住民の独自性の啓発も期待されるが、事業費の過半近くを公費が占めており、事業効果の検証を行っていく必要がある。

「観光情報をお互いに自由に連絡、交換、協議しあえる場」を目的に平成14年6月に球磨村観光推進連絡協議会が発足、平成21年3月に球磨村観光協会に名称を変更し、観光振興の最前線組織として観光誘客に取り組んでいる。平成18年からはJR一勝地駅に観光案内所を設け、観光案内や切符販売の他写真展、鉄道展などを開くなど地域文化情報を発信、熊本・人吉間を走るSL運行の停車時間を利用して、観光PRと特産品販売を行っていたが、現在はJRが運行しておらず、誘客糸口の一つを失った状態にある。観光名所として球泉洞のほか、国名勝天然記念物「神瀬の石灰洞窟」、人吉球磨地域の10市町村が共同で申請し日本遺産として認定された「相良700年が生んだ保守と進取の文化」があり、歩いて名所旧跡を巡るウォーキングコースやタクシーで観光地を巡るタクシープラン、JR一勝地駅を起点としたレンタサイクルによるオススメコースを設置しているが、観光客の想いや、それを求める人がどの程度存在し、どのように観光産業につながるのか把握と仕組みづくりが確立できておらず、日常的な交流人口の増加には繋がっていない。

2 その対策

①農業

農業就業者の減少や農業所得の課題に対応していくには、どのようにして各農家の出費を抑制し、且つどのように安定した収益を確保するかについて追求し、その内容と理由を住民が理解、納得したうえで実行していくことが重要である。そのためには、農業構造の根幹部分となる土地基盤の整備と土地利用の集積を効果的に行うことと、稼ぐための経営への転換、及び営農技術の承継体制の確立が併せて必要である。

効果的な土地基盤の整備と土地利用の集積を行うためには、集落・地域での話し合いにより、地域農業のありかたについて議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくための展望を作る必要がある。その中身は、今後の地域の中心となる経営地はどこなのか、個人経営のみならず、集落営農を視野に入れ、獣害対策をどう行うか、農業機械の更新や農業用水路、農道、ため池の管理をどう行うかなど、経費の節減を図るための中長期を見据えたストックマネジメントを基軸とした内容であることが大切である。また、稼ぐための経営への転換については、値崩れを起こさないための戦略を取り入れること。営農技術の承継体制を構築するためには、承継に伴う不安要素を取り除くことが必要である。

これには、供給過多に起因する値崩れを防止する為、契約栽培が可能な作柄を主軸に、当年並

びに次年産について需要に対する全体の供給量を調整管理する組織を作ることが重要であり、加えて、作付けに要する機械や技術に関する情報と、年間の収入及び支出見込みについて経営の全体像を明確にし、経営や生活を安定させる指標とする必要がある。また、分散投資を避けることを含め、可能な限り単一作物生産を行い、必要機械及び設備投資を集約し、操作技術の習得に要するコストの縮減を図る。また、更なる所得向上を図るために生産・加工・流通・販売に一体的に取り組み、6次産業化やブランド化を目指す。このような取り組みにより、将来にわたる本村の地域農業を形成していく。

② 林業

これまで林業振興の為、様々な事業を実施してきたが、今後、更に効率的な森林施業の実施を図るため、一定の地域内で複数の施業地を取りまとめて計画的・集約的な施業（集約化施業）を実施する。

また、林業労働力については、高齢化と林業従事者の減少が進むなかで高性能機械の導入による新技術と高レベルの生産技術を習得し、労働強度の軽減と作業班員の育成を図ることはもちろん、若年層の林業従事者の雇用・育成のためにも就労条件の整備・改善を図り、かつ、球磨村森林組合を母体とした経営の合理化を図り、森林の持つ公益的機能に配慮しながら、林家の安定した長期の経営計画を推進する。そのためにも林道などの路網整備を充実させ生産コストの軽減を図っていく。

村有林については、雇用の場の確保、若手人材の育成、所得の向上を目的に、平成25年度から法正林化事業として毎年10haの主伐を実施している。

特用林産物においては、近年外国産に押され需要は大幅に落ち込んだものの食の安全面から徐々に回復の兆しがみえてきており、農林業の補完的な作目として一層の技術向上に努め、しいたけ原木の育成、竹林の園地化を図り経営の安定化を図る。さらに、素材としての出荷に留まらず、加工などにより付加価値を高め、所得の向上を目指す。

地域林業の振興を図るために、球磨村森林組合の担う役割は大きなものがあり、林家の指導的立場としての活動をさらに支援推進していく。

③水産業

球磨川漁業協同組合との連携による稚魚の放流を継続するとともに、将来にわたり球磨川や球磨川に注ぎ込む支流を村の資源として活用できるよう、美しい山河を守るため植樹などを通じて水源涵養を図り、源流水を活用したヤマメなどの養殖について生産・加工・流通・販売に一体的に取り組み、ブランド化を目指す。

④ 商工業

農林業が「土地」と関係があるように、商工観光業は「人」と関係しており、需要や人の流れに合わせて変化する、或いは価値を提供する事になるが、令和2年7月豪雨災害以降、集落の世帯数や事業所が変化している事、また今後の復旧の進捗により更なる変化が見込まれる事、課題の根幹に生活圏が関係している事から、人の動きの想定と誘導を適切に行い、状況により最適な供給形態がとれる柔軟性と準備が必要となる。

これには、消費者が商店や工務店に何を求めているか、仮設住宅から元の集落や別の土地で再建をしていく中で、何処に消費者がいてどのような需要があるか、移動式販売車両に限らず、常設型店舗も店の前の通行者数、入店率、購入率から、状況に応じた経営規模の調整や別の仮店舗等で営業ができるような仕組みづくりが重要となってくる。

ただし、事業者の企業努力だけでは対処しきれないものに生活圏の形成がある。住宅再建の際に、農地などの比較的造成に支障が少ない土地は最低限度の道路や排水施設がなくとも宅地として需要があり、そういった農地や山林が虫食いの的に宅地化され、無秩序に集落が拡大した場合、小売、飲食業であれば、集落に住民がいたとしても、経営が成り立つだけの通行者数、入店者数が確保できないことが考えられる。また、いったん人が住み着いてしまえば行政も事後的に道路、水道などの公共施設を整備せざるを得なくなることや、電気、ガス及び水道設備も追隨的に整備される性質もあり、排水施設の不備により周辺環境への被害、道路が不備なため円滑な交通が阻害され、消防活動に支障をきたすなど、行政は後追いの非効率的な公共投資を強いら

れ、その管理コストも永続するといったことが考えられる。住民、商工事業者が機能的な経済活動の運営を行い、健康的で文化的な生活を確保するためには、総合的な土地利用計画を確立し、住民の理解を得ながら生活圏の形成を誘導することが、商工業の持続的発展には欠かせないものとなる。

観光面では情報発信とともに魅力ある観光地作りが必要になる。特に、来訪者のみならず住民にも安らぎのある村として景観整備を進め、国名勝や日本遺産に限らず地域固有の歴史や伝統を反映した活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の自然、住居群が一体となって形成してきた地域の環境については、教育委員会との連携を図り、保全・活用していくため専門的な知識を持つ人材の育成を図るとともに、地元ガイドの養成のほか周辺の環境整備を進め観光客の誘致へ繋げる。

また、各種イベントやウォーキングコースの開発等については、「また来週も行ってみよう」、「来月は知人を誘って行ってみよう」といった、日常的な週末や連休、或いは平日等において、観光事業者、商工事業者への客の流れを誘発するような、魅力や持続性を備えた仕組みづくりと環境整備を実施する。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
観光入込客数	14,000人	20,000人	

3 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
2産業の振興	(1) 基盤整備 農業 林業	獣害対策事業 基盤整備事業 産業振興対策事業(作業道開設補助) 作業道生コン補助事業 森林環境保全整備事業(公有林) 法正林化事業	村 村 森林組合 村 村 村
	(7) 商業 その他	持続的的生活圏創生事業	村
	(9) 観光又はレクリエーション	一勝地交流センター整備事業 ふるさと振興センター整備事業 グリーンツーリズム拠点整備事業	村 村 村
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	中産間地域等直接支払事業 多面的機能支払事業 畜産振興事業 農業後継者育成事業 栗選定技術指導事業 地域林政アドバイザー事業 入会林野整備事業 有害鳥獣捕獲事業 森林整備地域支援交付金事業 くまもと間伐材利活用推進事業 6次産業化推進事業 企業誘致事業 プレミアム付き商品券事業 商工会活動支援事業 買い物支援事業 景観整備事業 広報宣伝事業 観光協会事業	村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 森林組合 森林組合 村 村 村 村 村 村 村

4 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
球磨村全域	製造業、農林水産物等販売業、 旅館業、情報サービス業等	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「2. その対策」及び「3. 事業計画」のとおり。

第4 地域における情報化

1 現況と問題点

本村の情報通信については、平成22年度に村内全域へ光ファイバー網による情報通信施設を整備し、公共施設間のイントラネットとして利用しているほか、公設公営による高速インターネット接続サービスやデジタルテレビジョン放送再送信サービスを提供しているが、実際にパソコンによるインターネットを利用する世帯は限られており、特に高齢者における情報リテラシーは低水準である。また、情報通信施設そのものについても、その他の公共サービスの導入など利活用施策も含めて施設能力を最大限に活用できていない状態である。

携帯電話については、整備した光ファイバー網を伝送路として活用し、携帯電話不感エリアの解消にもつなげており、村内のすべての集落において携帯電話の使用が可能となっている。しかしながら、集落内に電波の弱い区域がある、集落間の道路や林業従事者が活動する山林などに依然として不感エリアが残っている、すべての携帯電話事業者を利用できない、携帯電話電波を利用した高速通信への対応の遅れ、などの課題がある。

平成17年度～18年度に整備された防災行政無線は、災害時の緊急連絡に使用するとともに、行政無線としても活用されている。さらに令和元年からは防災無線のデジタル化を推進している。防災無線については、大雨や地震等の自然災害発生時の情報伝達施設であり、これまでも活用しているが、令和2年7月豪雨の際は、大雨の音で音声がよく聞き取れなかったとの声もあった。

戸籍事務電算化及び役場庁舎内の電算化については整備が終わっているものの、ICTなども年々進歩しており、今後時代に沿った改修が必要となる。

村内の多くの地区は山間部に点在し、村外を含めた道路の整備や公共交通機関の変化により、人々の行動範囲や行動パターンが大きく変化することが予想され、また、ICTなどの進歩による情報化の推進に伴い、地域情報の発信や都市部情報の取得がより簡単になることが予想される。そのような変化に柔軟に対応し、物資面・精神面の両面での地域間交流を実現しなければならない。

2 その対策

情報通信施設については、村内全域・全世帯に対し整備が完了しているが、公設公営により各種サービスを提供していくため、今後は施設の安定的な運営・維持に力を注いでいかなければならない。また、施設能力を最大限に活用できるよう、新たな公共サービスなどの導入についても、福祉・医療・教育・防災などあらゆる住民のニーズを考慮しながら検討していく。さらに、住民ひとりひとりが情報通信施設の恩恵を享受できるよう、情報リテラシーの向上のための学習機会の創出や啓発を行っていく。

学校教育においては、GIGA スクール構想が進められており、令和3年度には村内の小・中学

生に一人一台タブレット端末を配布する計画となっている。タブレット端末は家庭学習にも活用される予定であるので、GIGA スクール構想に併せて村の情報通信網の利活用も推進していく。

防災行政無線については、特に災害など緊急時には無線の利点を活かして瞬時に村内全域に情報を提供できるなど、今後も有用な情報伝達手段であるため、常時使用できるよう維持管理に努める。また、令和元年より進めている防災無線のデジタル化と個別受信機の更新により、聞こえ方に対する課題の解消を図る。

電子自治体の構築を推進するため、ICTなどの進歩に対応した改修に取り組む。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
村インターネット加入件数	321件	337件	基準値の5%増加
防災無線デジタル化			
防災無線個別受信機	90%	100%	
屋外拡声子局	90%	100%	

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
3地域における情報化	(1)電気通信施設等情報化のための施設 通信用鉄塔施設 防災行政用無線施設 その他の情報化のための施設	防災行政無線施設管理事業 情報通信施設整備事業	村 村

第5 交通施設の整備、交通手段の確保

1 現況と問題点

本村における道路網は、村の中央を球磨川に沿って国道219号が走り、県道の主要地方道1路線・一般県道3路線、村道の76路線からなっている。国道、県道及び村道はほとんどが舗装されており、生活の利便や産業活動の基盤として、村の発展に大きく寄与しているところであるが、急カーブや幅員狭小など改良すべき箇所がまだ数多く残されている。また、令和2年7月豪雨災害により多くの橋梁や路線が被災したことにより、通行止め等の規制を余儀なくされている。

特に、熊本県八代市以北と宮崎・鹿児島両県を結ぶ重要幹線道路であるとともに、九州縦貫自動車道が交通止めとなった場合の迂回路として九州の産業・経済・文化振興に寄与している国道219号は、災害の影響により通行止めの対応がとられており、完全復旧へは時間を要する状況となっている。

JR肥薩線については、利用者が減少しているが、鉄道は地域住民にとって必要不可欠の大きな交通手段である。不採算路線の切捨てが進む中で、肥薩線は歴史的価値も高く、存続に向けた運動を進めていたが、こちらも災害により線路・駅舎共に甚大な被害を受け、今も復旧の見通しが立っていない。

路線バスについては、平成23年度から球磨村福祉バスと産交バスを含めた球磨村全体の公共交通体系の再編に取り組み、平成26年4月から球磨村コミュニティバスの運行を開始している。村内全域に7路線を設定し、一部路線を除いて週3日運行している。また、国道219号の幹線は毎日運行し、乗り換えなしで人吉市内まで運行している。

しかし、令和2年7月豪雨災害により、現在は幹線と枝線の一部について通常どおりの運行が再開されたものの、その他の枝線については試験運行中である。

2 その対策

住民が安心して生活を営むための基盤となる交通体系の整備には、これまで意欲的に取り組んできたところである。しかし、近年の社会情勢は情報化などが進み、交通手段に対するニーズも高速性、安全性、快適性などに見られるように高度化、多様化してきており、新しい時代に対応した交通体系の整備を推進していく。

平成元年12月に九州縦貫自動車道の八代～人吉間が開通したことにより、国道219号の交通事情が一変し、交通量が減少したものの、地域間交流や緊急時の代替え機能確保の必要性から、国道219号の改良などによる整備が望まれる。

また、高齢化、過疎化が進むなかで、核家族化が進み、高齢者のみの世帯が増加していることから、公共交通手段への住民ニーズに対応するため、村内の幹線道路の充実と、それらを結ぶ道路の整備拡充、公共交通機関の整備を一体的に進めながら、村民が「安心して住めるむらづくり」を積極的に推進しなければならない。このような視点に立ち、交通通信体系の整備は広域的に国・県・近隣市町村などの各種事業と一体となって進め、広域ネットワークのなかで計画する。

県道は、4つの路線があるがいずれも幅員が狭く急カーブが多く危険であることから、早期改良を求めていく。また、児童・生徒の交通安全を図るため、歩道橋あるいは歩道の設置などの整備の事業化に向けた調査検討を要望していく。

村道・林道・農道については、幹線となる道路を優先的に改良舗装するほか、特にスクールバス路線については、安全運行できるよう最優先する。また、老朽化した施設については、適切に維持管理を実施し、安全で安心な道路空間の確保に努める。

J R肥薩線、コミュニティバスなど公共交通機関の役割は大きく、存続を含め、村民の利便性を考慮した運行について関係機関と協議しその対策を講じる。特にJ R肥薩線については、廃線とならないようにJ Rへ強く要望していく。また、住民や交通弱者がその地域で安心して生活できるよう、公共交通網の整備をさらに図る必要がある。ただし、公共交通については、地域別・交通手段別に検討していくだけでなく、各交通手段の総合的な再構築・再編成についても検討する。

目標指標	目 標	備 考
J R肥薩線の存続	被災により運休しているJ R肥薩線の復旧を要望していく	
村コミュニティバス	村内コミュニティバスの運行を維持していく	

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
4交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道 道路	神瀬高沢線舗装 毎床越線改良 渡大槻線舗装修繕 渡大槻線法面对策 第二田代線改良 黄檗線改良 神瀬大岩線舗装修繕 岡線改良 通学路要対策箇所整備工事 村道全線維持 村道橋梁補修	村 村 村 村 村 村 村 村 村 村 村
	橋りょう (3)林道	東俣線開設 川島大岩線改良 大槻大岩線改良 一里山線改良 林道全線維持 山江球磨線開設	村 村 村 村 村 県
	(9)過疎地域持続的発展特別事業	地域公共交通活性化対策事業	村

第6 生活環境の整備

1 現況と問題点

住民が健康で快適な日常生活を送るには、水道をはじめ、し尿、ごみなどの一般廃棄物及び産業廃棄物の適正な処理や河川などの水質汚濁の防止など、居住環境の整備を進めることが不可欠である。しかし、経済成長に伴って大気汚染・水質汚濁・騒音・悪臭・振動などの人的災害が環境を悪化しており、また、地球温暖化がもたらす異常気象に伴う大雨や洪水などの自然災害も多発している。

本村の公害としては、大気汚染・水質汚濁・ごみの不法投棄・騒音・振動・悪臭などがあるが、これらは生活水準が向上していく中で、年々発生の度合いが高まってきている。特に大気汚染は、海外からの汚染物質の到来も懸念され、今後、国や県、関係機関と密接な連携をとりながら、防止に努めなければならない。

水道施設は、球磨村簡易水道施設が、平成28年度に策定した耐震化計画により、平成30年度から国の生活基盤施設耐震化等交付金を活用し、渡配水区を耐震管へ更新する工事を進めてきた。しかしながら、令和2年7月豪雨により水道施設が被災したため、令和2年度からは耐震化事業は中止し、復旧工事を進めている。復旧工事は数年掛かる見通しであり、復旧工事が完了した後に、あらためて耐震化事業を進めて行く。

簡易水道以外の地区で管理運営している地区営水道では、簡易水道施設と同じように令和2年7月豪雨により被害を受けた地区が多く発生した。地区営水道の施設については、地区での管理となる為、復旧工事費や維持管理費の課題がある。また、近年の激しい気象の変化により、水不足や濁水が一段と深刻化している地域が見受けられる。

消防関係では、球磨村消防団が平成20年度より6個分団に再編成され、住民の生命・財産を守ることを目的に活動している。近年の消防団員の減少に伴い、機能別消防団員の導入や、機動力のある消防力の充実のため、小型動力ポンプ積載車や消火栓などを随時整備してきたが、消防団員数の確保は難しい状況である。

令和2年7月豪雨災害においては、小型動力ポンプ積載車が浸水被害に遭い、4台の積載車が使用不能となった。消防団員は避難行動を促す等の活動で活躍したが、被災した消防団員もおり、長期の活動は難しい状況であった。また、ハード面についても消防水利の確保や避難路整備などの課題も多い。

また、生活文化の変化・向上に伴う各家庭の生活排水処理については、球磨村生活排水処理基本計画のもと、浄化槽や共同排水施設による処理を進める必要がある。

定住促進施策については、村営住宅団地を整備し、渡地区に一王子団地として宅地造成を行った。また、一勝地地区、神瀬地区にも定住促進住宅を整備してきたが、令和2年7月豪雨により浸水被害に遭い、65戸の住宅を解体することとなった。今後、村を復興していく中で定住促進団地を整備していく必要があるが、平地が少ない地形である為、用地確保などの課題も多い。

2 その対策

公共事業などの大型開発事業などの実施に当っては、事業の実施に伴う環境への影響を調査し、関係機関の協力を得て、発生源規制の監視体制を整え、あるいは公害防止施設の設置などの指導強化に努める。

水道は日常生活上、また産業活動にとっても欠くことのできないものであり、村営の簡易水道の維持管理の強化に努めるとともに、地区の共同給水施設を整備することにより水不足や濁水で悩む地域の解消と住民の健康保持に資する。また、消防水利の消火栓や防火水槽の施設の併設も考慮して計画する。

生活排水処理施設については、生活環境を整えていく上で、また衛生的見地からも特に必要であるので、今後も生活排水処理基本計画により「浄化槽設置整備事業」などを推進するとともに、ソフト面では住民と一体となった展開が不可欠であるため啓発活動、清掃活動、家庭の発生源対策を実施する。

また、住民生活や産業活動によって排出される、し尿やごみなどの汚廃物は早急に除去処理される必要があり、広域行政組合で運営している各施設を充実させ生活環境の向上に努める。

消防関係では、災害に強い避難所の確保及び機能向上対策として、新たな避難所の選定や既存施設の補強・改修を、村道改良や農道・里道の整備計画と併せて行い、より安全で効果的なものとする。新たな防火水槽の設置については、消防団による定期的な調査を行い、緊急性などを考慮しながら計画的に整備を行う。また、消防ポンプ積載車については、全分団に配置を完了していたが、令和2年7月豪雨災害により使用出来ない車両も出た為、数年に分けて計画的に更新を行うことで機動力のある消防力の充実に努め、住宅火災などに迅速に対応できる体制の強化を図る。

定住促進対策としての宅地造成・住宅建設については、地域の産業経済などの将来を見据え、土地購入など財源の確保について検討し、計画的な整備を積極的に推進する。また、住宅建設にあたっては、地場産材を使用し、球磨村の風土・景観に調和した魅力ある住宅団地を形成していく。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
浄化槽設置による水洗化率	56.1%	60%	基準値の4%増加
消防積載車更新	毎年1台ずつ更新していく		

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
5生活環境の整備	(1)水道施設 簡易水道 その他	簡易水道施設維持補修 共同給水施設整備（飲料水供給施設） 「安心安全な飲料水」推進対策事業	村 村 村
	(2)下水処理施設 地域し尿処理施設 その他 (5)消防施設	浄化槽設置整備 消防小型ポンプ積載車等整備事業 消火栓、消防水利等整備事業 西分署水槽付消防ポンプ自動車整備事業 防災拠点施設整備事業 避難所情報機器等整備事業	村 村 村 村 村
	(6)公営住宅	公営住宅整備	村
	(7)過疎地域持続的発展進特別事業	広域行政組合負担金（ごみ処理） 広域行政組合負担金（し尿処理） 一般廃棄物収集運搬委託料	村 村 村

第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 現況と問題点

本村では、高齢化率が45%を超え、少子高齢化に伴う急激な人口減少が続いており、過疎化の進行や共助機能の低下など多くの課題に直面している。また、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながらの事業実施や、令和2年7月豪雨により、地区集会所や支援事務所等が被災しているため、事業縮小や会場を変更するなど十分な活動につながっていない中で実施しなければならない状況である。

このような状況の中、児童福祉においては、「第2期球磨村子ども・子育て支援事業計画」を

策定し、子育て世代が安心して子育てできる環境づくりを目指し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子供・子育て支援」の充実に向けた取り組みを推進している。本村では、これまでも子育て支援施策については総合的に推進してきたところであるが、今後は更に地域や関係機関が連携して、社会全体で子育てできる環境を整え、子育て家庭を支援していく必要がある。

高齢者福祉においては、「第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供して、支援の必要な高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活を続けることができるための支援を行う地域包括ケアシステムの構築を目指しているところである。この実現に向け、安心して利用できる介護サービスの実施、介護人材の確保、医療と連携した支援を行うとともに、生きがいを持った元気な高齢者を育成するために高齢者の社会参加、健康づくりに向けた取り組みが必要である。しかし、本村では生産年齢人口減少と高齢者サービス受給者の増大により、公的サービスだけでは支援を必要とする高齢者を支えることが厳しくなっていることから、地域住民との連携・協働による支えあいがこれまで以上に必要となってきた。

障害者福祉では、障害者総合支援法に基づき「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の生活や自分らしく生きるための活動を支援するため、障害のある人のニーズを踏まえ、住み慣れた地域に必要な支援を受けながら自分らしく生活を送ることができるよう支援しており、今後は、障害者が自らの意志でサービスの選択、決定ができるようにサービスの充実を図ること、社会活動への参加の機会の確保などが求められている。

地域福祉推進のためには、村民、村、福祉関係機関など福祉活動を実践している人同士のネットワークづくりや活性化の支援を推進するとともに、住民相互の支えあいの意識が高まるよう地域の実情に対応した施策の展開が必要である。

保健・健康増進については、本村の健康課題として、小児肥満者の増加、糖尿病や糖尿病予備軍の増加、がん、循環器・脳血管疾患、新規人工透析者や慢性呼吸器疾患の非感染性疾患（NCD）の増加があり、健康寿命の延伸や医療費の抑制を図る為に、生涯を通じた健康づくりへの取り組みが重要である。

本村の健康づくり事業は、妊娠期の「両親学級」、乳幼児期の「乳幼児健診」、「歯科検診」、「育児相談」、「発達相談」、成人期の「住民健診」、高齢期の「介護予防事業」まで、村内施設で実施していたが、令和2年7月豪雨災害により、これまで使用していた施設が被災し、中止や事業変更、縮小実施等の対応が必要となった。さらに新型コロナウイルス感染症が世界的大流行を起こし、新型コロナウイルス感染症予防対策を講じながら事業を実施しているが、公共施設が滅失している為、適正に実施できる環境が整っていない状況である。今後、適正に事業を実施していく為には、環境が整った施設が必要である為、保健センターの機能も兼ねた複合施設の建設が急務である。

令和2年7月豪雨で被災された被災者の中には、生活環境の変化や生活再建に対する不安等から心理的ケアが必要な方々もあり、日々の食生活や運動といった生活習慣改善に意欲が見出せない状況もみられている。住民が安心して生活でき、自ら意欲的に健康づくりに取り組めるようにするには、生涯を通じて自分の「心と体」について意識や振り返る機会を多く持つことが重要であり、そのためには身近に医療機関があり、行政と連携した保健指導や介護予防に取り組める体制が大切であるが、村の現状として診療所が一つしかない状況である。

2 その対策

児童福祉については、「子ども・子育て3法」のもと、幼児期の学校教育・保育に関する保護者の選択肢が増えたことから、ニーズに応じた幼児期の学校教育・保育の実施及び提供を行うとともに、子育て支援として、子ども医療費助成事業、保育園入園児の保護者負担金の軽減、地域子育て支援センター事業の充実などを行うとともに、保育サービスの充実により子育て支援の強化に努める。

高齢者福祉においては、高齢者が自ら健康を維持することはもとより、壮年期から意識的に生活習慣病予防や健康づくり、介護予防に取り組む必要がある。また、同時に高齢者の独り暮らしや認知症の者が増加している中で医療、介護、予防、住まい及び生活支援の連携を強化し、公的

サービスと地域の支えあい活動を結びつけた介護予防等の取り組みを実施する必要がある。このため、地域住民、介護事業所、社会福祉協議会、ボランティア団体などと連携して、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるような体制整備を推進する。これまで実施してきた、緊急通報体制などの整備や外出支援サービスの充実、ふれあいサロンや健康づくり出前講座の実施、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援等を推進するとともに、今後は買い物支援や移動支援などの身近な生活に関する支援の検討も行い、高齢者の地域での生活を支援する。

障害者福祉においては、「第6期障害福祉計画」に基づき、本村の実状を踏まえた福祉施策の実施を目指す。障害福祉サービスが必要な人には、一人一人のニーズに応じた支援を行い、地域で暮らす人に対しては、必要なサービスが適切に利用できるよう相談支援体制の強化に努める。また、障害のある人の自立や社会参加に向けて、関係機関と連携し就労支援を推進していく。

地域福祉を推進していく上で、すべての人々が自分らしく、住み慣れた地域で暮らすことができるよう支援していくためには、住民同士の支えあいやボランティア活動などと行政や事業所が提供する福祉サービスとを組み合わせた共助の形が必要である。村民一人一人が福祉への理解を深め、自分でできる範囲で福祉活動の実践に取り組む意識の高揚を目指し、老人クラブ、ボランティア連絡協議会、民生委員児童委員協議会など、地域福祉に係る団体を支援するとともに、連携を図りながら地域福祉活動を推進していく。福祉活動を支える地域の体制については、行政はもとより、住民や地域のさまざまな団体、福祉サービスを行う事業者などを担い手としてネットワーク化を強化し、相互に協力しながら地域福祉を推進していく。

保健・健康増進においては、健康教育、健康相談、訪問の事業について、「個別指導」と「集団指導」を効率的に行うことにより住民の健康意識を高め、健康の自己管理を意識付けなくてはならない。

医療費の抑制を図るためのレセプト点検を踏まえ、保健師による重複受診などの防止のための指導、住民健診への積極的な参加を促すとともに事後指導を行い、社会活動(各種スポーツ等)への参加の促進など、若年期からの健康意識を高める啓発活動を行い、種々の面から健康管理、予防思想の普及を図っていく。

さらに、今後とも、医療、保健及び福祉分野が密に連携し、住民が心身ともに健やかな日常生活を送れる体制づくりを進めていく。

また、事業を適正に実施できる環境も必要であることから、保健センターの機能も兼ねた複合施設の建設を計画していく。

目標指標	基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	備考
特定健診受診率	55.7%	60%	基準値の5%増加
がん検診の受診率	81.8%	85%	基準値の4%増加

3 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体
6子育て支援高齢者 等の保健及び福祉 の向上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所	幼児教育・保育の無償化	村
	(7) 市町村保健センター及び母子健康センター	保健センター建設事業	村
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者支援事業 子ども・子育て支援事業 障害者支援事業 地域福祉活動支援事業	村 村 村 村

第8 医療の確保

1 現況と問題点

生活水準の向上や快適な生活環境が整備された今日、医療技術の進歩、医療施設の充実、健康意識の高揚と相まって平均寿命は年々延びており、本村の高齢化率も45%を超えている状況となっている。高齢化率が高くなることに比例して医療ニーズも高まる為、村民が住み慣れた地域で質の高い医療サービスを受けられる体制を維持していくことが大切である。

本村の医療施設については、一勝地地区に球磨村診療所と球磨川歯科、神瀬地区には巡回診療所が週1回開設され、地域での医療体制を担ってきた。しかしながら、令和2年7月豪雨により、全ての医療施設が浸水被害に遭い、現在、球磨村診療所のみが診療を再開している状況となっている。過疎化、高齢化が進む本村においては、今後も身近な地域で医療受診できる体制を維持していくことが重要である。

また、診療所までの通院距離が非常に遠い地区もあり、通院手段の確保の面でも課題がある。

2 その対策

住み慣れた地域で可能な限り自立した生活が営めるよう、また無医村とならないように、地域医療の確保については、球磨村診療所における通常の診療を進めていくことはもとより、運営についても継続して支援を行う。救急患者や専門医療、高度医療が必要な場合は、診療所だけでは対応できない為、適切な医療が行われるように、近隣の医療機関や人吉下球磨消防組合との連携を図っていく。

また、診療所から離れた場所に住んでいる住民も通院しやすいよう、公共交通の利用も含めた環境づくりを進める。

目標指標	目 標	備 考
診療所の存続	診療所が将来にわたり存続できるように関係機関と協力していく	

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	一般検診事業	村

第9 教育の振興

1 現況と問題点

①学校教育

平成22年度に、小学校本校4校・同分校1校、中学校1校の計6校の通学区域を小学校本校2校、中学校1校の計3校に再編しているが、今後も過疎化・少子化傾向にあり、「社会(地域)全体で子供を育てていく」よう「開かれた学校の推進」を更に強く進めていく必要がある。

各小中学校に「学校運営協議会」を設置、コミュニティスクールを立ち上げ、「開かれた学校」を定着させ、体験学習の一環として、学校支援ボランティアを通じた地域間交流によ

って「豊かな心の醸成」を図っている。また、学力補充や子育て支援及び低学年の放課後対策の観点から各小学校に「アフタースクール」を開設している。

特別支援教育は、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの基礎となるもので、全ての障害のある幼児・児童・生徒を対象に環境整備を推進している。さらに、保小中連繫事業を強化することでより確かな学力充実を図っている。

「信頼される学校づくり」においては、「安全安心な学校づくり」を基軸にすえた方策を展開し、学校施設及び周辺環境の充実や「開かれた学校」という観点からも、学校・行政・地域の強固な信頼関係を構築しなければならない。なお、令和3年度策定予定の「球磨村学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）」をもとに、児童生徒の学習環境に影響をきたさないよう、全体的な改修の見直しを行い、計画的な学校施設の営繕・補修に対処する。

新学習指導要領の改訂により、情報教育や授業におけるICTの効果的な活用を通して、情報活用能力の育成、授業改善、学力向上等を目指し取り組む。

②社会教育

近年、産業・就業構造の変化や余暇時間の増大、少子高齢化や情報化、グローバル社会の到来など様々な社会情勢の変化のなかで、学習への関心は年々高まりを見せており、学習情報の収集・提供及び指導者の養成、普及啓発に努め、住民のニーズに応えられるよう事業を拡充していくとともに住民の価値観の多様化と変容に対応し、心の豊かさの醸成に努めなければならない。また、地域の課題に目を向け、人づくり・村づくりに生かす学習プログラムの提供や、豊かな社会体験や実務経験を有する高齢者や地域の人材を活用できる環境づくりも不可欠となっている。

一方、社会体育では、村民が健康で明るく豊かな生活を送るため、スポーツ・レクリエーションの役割は大変重要である。村民スポーツ総参加を目標に、体育協会組織を育成しスポーツ行事の検討・普及、そして自主的・継続的活動が行うことのできる環境の整備を行い、生涯スポーツ実践の基盤を確立する必要がある。また、平成19年度には総合型地域スポーツクラブ「くまむらスマイルスポーツクラブ」が設立され、地域スポーツ・レクリエーションの基盤確立を目指し、活動が行われている。

熊本県では、平成27年3月に「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」を策定し、小学校の運動部活動は社会体育へ移行することとした。平成27年度から社会体育移行に向けた検討を開始し、令和元年度より社会体育へ移行しているが、今後の活動を更に活性化させるために活動場所や指導者の確保、学校との連携などについて検討する余地がある。

2 その対策

①学校教育

本村の児童・生徒の教育指導については、「確かな学力の育成」「豊かな心を育む教育活動の充実」「地域に信頼される学校づくり」の達成を図る。

点在する集落からの通学手段の充実、登下校における安全対策、学力向上の推進など、社会全体が積極的に児童生徒の育みに環境充実への支援が得られるような「開かれた学校」を目指す。方策の一つとして、今後、地域住民の通学への関わりと児童生徒とのコミュニケーション創出など、その環境づくりを推進する。

また、学校施設の維持管理については、突発的に発生する施設の破損や異常事態などに対し、迅速なネットワークが求められるため、関係職員の個々のスキルアップに努め、新学習指導要領における「情報教育」や「教科指導におけるICT活用」、「校務の情報化」をより具体的に進めるためにも、その実現に必要な「ICT教育環境の整備」と「教員のICT活用指導力の向上」に努める。

児童、生徒数が減少している小学校、中学校の在り方を検討する為に、再編検討委員会を設置し、これからの教育環境について検討をしていく。

②社会教育

生涯学習体系の確立を目指し、人々が生涯の各時期においてあらゆる生活の場で、自主的に参加できるような学習機会の拡充を図るとともに、多様化・高度化する学習要求に対応する社会教育基盤の整備拡充を図る。また、地域の優れた人材の活用や、学校と地域が持っているそれぞれの教育機能及び施設を活用した学社融合を推進し、家庭や地域での豊富な生活・社会体験・自然体験を通じ心身共に調和のとれた健全な子どもの育成を目指す。

また、村民が健康で活力ある社会生活を営むために、自ら進んでスポーツに親しむ機運を高め、それに対応する環境の整備を行う。

小学校運動部活動の社会体育移行については、平成 27 年 11 月に検討委員会を設置し令和元年度より活動しているが、今後も地域や学校の実態に応じた活動環境・体制（活動時間、場所、施設の整備、指導者など）及び活動内容などについて定期的に検討することや指導者の資質向上研修会などを開催し、社会体育の更なる充実を図る。

目標指標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備考
1 人 1 台端末	整備中	100%	

3 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
8教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 屋外運動場 水泳プール 給食施設	小学校校舎維持補修 球磨中学校校舎維持補修 学校建設 屋内運動場建設 屋外運動場整備 プール整備 給食運搬車購入	村 村 村 村 村 村
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館 体育施設 その他 (4) 過疎地域持続的発展特別事業	公民館等整備（複合施設） 総合運動公園整備 体育施設照明 LED 化 ICT 教育の推進 旧神瀬小学校校舎解体	村 村 村 村 村

第 10 集落の整備

1 現況と問題点

本村では、村の中央を流れる球磨川の沿岸と、球磨川に注ぐ支流沿いに 79 の集落が散在しており、平成 20 年 4 月に行政改革の一環として、79 の集落を隣接の集落と統合して行政区を整理する「コミュニティ再編」を実施している。このコミュニティ再編によりこれまでの 79 の集落を単位とした行政区から、21 区の新しい行政区が誕生し、この行政区を中心とする様々なコミュニティ活動を展開している。「行政区」と共に、「消防団分団」は 10 分団から 6 分団へ、体育協会活動の単位となる「分会」の区分も 9 分会から 6 分館へ再編されているが、村では、再編され

た新しい行政区、消防団、分会活動に対し、自主的な地域づくりを積極的に支援することで、自律的な協働によるコミュニティの形成を目指している。

村民一人ひとりが地域に誇りと連帯感をもって地域活動に取り組めるかが課題であり、そのサポート体制を村が如何に果たしていくのが今後の取り組みにおいて重要なカギとなる。

また、過疎化による人口減少に伴い、村内の空き家も増加傾向にあり、移住者などによる活用が期待されている一方で、老朽化により廃屋と化したものもあり、防犯・防災面での悪影響も懸念されている。

2 その対策

本村では、自主的な地域づくりの活動を積極的に支援することで、自律的な協働によるコミュニティの形成を推進している。平成 20 年 4 月の行政区再編当初から村の職員を「行政区担当職員」として各行政区へ配置し、区長文書の送達、行政区内の地域づくりなどへの助言、協力、行政区の実態把握について積極的な地域との関わりを展開している。

地域活動の根幹であり、生活道路でもある村道などの整備は現在も進行中であり、今後においても、林業などの産業経済の基本となる林道などと併せて、より一層の整備・改良を進める。

また、高齢化、過疎化の進展により空き家活用の面で積極的な支援も重要となる。空き家については、平成 27 年度から実施している空き家調査を継続して実施していくとともに、調査結果をもとに利活用と防犯・防災の両面から対策に取り組む。

さらに、集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化するなど「小さな拠点」の形成を検討するとともに、「地域おこし協力隊」などの制度を活用し住民の自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりに努める。

目標指標	目 標	備 考
行政区の維持	21 区の行政区を維持する	

3 事業計画（令和 3 年度～令和 7 年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	行政区活動支援事業	村
	(3) その他	小さな拠点整備事業	村

第 1 1 地域文化の振興等

1 現況と問題点

①文化活動基盤の整備・充実

地域の活性化を図る施策として、文化活動が果たす役割は大変重要であり、「心の健康づくり」である文化活動を通じ、知識と技術を身につけ、自らの成長を楽しみ、意欲的な取り組みを図る必要がある。

「文化協会」は、現在、16 サークル（押し花・竹細工・陶芸・水墨画・写真・パッチワーク・絵手紙・カラオケ・詩吟・大正琴・山野草・華道・庭木づくり・英会話・フラダンス・コーラス）

で活動を行っており、「球磨村文化祭」「ふれあいまつり」などで発表・展示をしているが、年々会員の固定化や高齢化により会員数、サークル数が減少しており、それに伴い活動成果の発表機会も減少している。

②文化財の保存・活用

本村には先人から受け継がれてきた数多くの文化財があり、文化財保護専門委員会による調査と文化財指定の推進に取り組み、有形・無形文化財の保護に努める必要がある。

また、各地区に古くから存在する金属器、石碑・墓碑、岩などに刻まれている文字や故人の功績を後世に継承することが求められている。

神瀬堤岩戸地区にある県指定天然記念物「神瀬の石灰洞窟」が、平成27年3月10日の文化庁官報告示により、肥後領内名勝地のうちの一つとして国名勝に指定されている。

また、人吉球磨地域の10市町村が共同で申請した「相良700年が生んだ保守と進取の文化」のストーリー（歴史文化遺産41件で構成）が、平成27年4月、文化庁により日本遺産に認定された。

今後、国名勝や日本遺産について、広く地域住民に周知し、故郷に対する愛着をさらに深めてもらうとともに、保全、活用に向けた取組みを進めていく必要がある。

③民俗文化の保存・継承支援

先人から引き継いだ有形・無形の文化財の保存、活用はもとより、営々として受け継がれている郷土芸能は、人々が「ふる里」への思いを強くし、「潤い」と「温もり」そして「ふれあい」の源泉をなすものである。

しかし、その継承には後継者不足という問題を抱えており、少子化・高齢化の進行に伴い危惧されている。

2 その対策

①文化活動基盤の整備・充実

村民にとっての生きがいを見出すため、「心の健康づくり」としての文化活動、文化協会活動の成果発表の機会である「文化祭」を継続的に開催する。

文化協会の活動については、地域の活性化のための文化活動が重要であり、地域を巻き込んだ活動を目指すとともに、住民が身近に文化活動に接する体制強化を図る。

地域住民主導の文化活動の振興、各サークル活動の推進に努め、成果発表の機会拡充を図る。

②文化財の保存・活用

文化財の調査と文化財指定の推進のため、文化財保護専門委員会の活動を支援するとともに文化財を保全していくため専門的な知識を持つ人材の育成を図り、有形・無形文化財の保護に努める。

各地区に古くから存在する金属器、石碑・墓碑、岩などに刻まれている文字や故人の功績を文字（文章）化する金石文の調査を行い、史（資）料を作成して後世に継承する。

また、国名勝や日本遺産を活用し、観光客の誘致を図るため、情報発信の強化、地元ガイドの養成などに取り組む。

③民俗文化の保存・継承支援

村内各地に伝わる民俗芸能の保存と継承については、それぞれの地域だけで取り組むのではなく、各学校における子どもたちによる伝統継承にも努めていく。具体的には各学校、地域において「伝統文化」の保存を目的に「郷土芸能教室」などを実施し、民俗文化、郷土芸能の積極的な保存・継承を支援するとともに、発表の場の拡充に努める。

また、生活の歴史を伝える民俗資料の整理と調査保存についても取り組み、資料室などを活用し、後世に伝えていく。

目標指標	基準値 (令和 2 年度)	目標値 (令和 7 年度)	備 考
郷土芸能資材に係る補修費助成件数	0 件	毎年度 1 件程度	

3 事業計画 (令和 3 年度～令和 7 年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
10地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化活動基盤の整備・充実 文化財の保護・活用 民族文化の保存・継承支援	村 村 村

第 1 2 再生可能エネルギーの利用推進

1 現況と問題点

近年、日本各地で地球温暖化が要因と見られる巨大台風や豪雨災害などの大規模災害が多発しており、今後も排出され続ける温室効果ガスの増加によって、水害等の更なる頻発化、激甚化などが予測される。

本村においては、環境性、防災性の両面から「低炭素かつエネルギー自給率の高い村」を目指し、村内全体で再生可能エネルギーの導入を推進してきた。推進にあたっては計画的に取り組む為に平成 26 年 3 月に「球磨村総合エネルギー計画」を平成 27 年 3 月に「球磨村地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)」を策定した。また、平成 31 年 4 月には COOL CHOICE (クールチョイス) 村長宣言を行うなどの、地球温暖化対策を実施している。

さらに、2050 年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指し、令和 3 年 6 月 4 日にゼロカーボンシティ宣言を行った。

今後においては、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー化の普及啓発活動に取り組んでいく必要があるが、取り組みにあたっては設備投資も必要となる施策もある為、財政面での課題がある。

目標指標	目 標	備 考
再生可能エネルギー導入 計画の策定	令和 3 年度から令和 7 年度を計画期間とする再エネ導入計画を策定する。	

2 その対策

公共施設を中心に、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めると共に、公用車やコミュニティバスなどを電気自動車に切り替えていく。また、住宅への太陽光発電設備の設置や省エネルギー機器の導入、木質系バイオマスの燃料化、風力発電所の建設など、住民や事業者などが実施する地球温暖化対策について、村として支援できる体制づくりを進めていく。

さらに、省エネや地球温暖化に関する情報を住民へ周知することで、村全体で再エネの利用を広げていく。

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
11再生可能エネルギーの利用促進	(2) 過疎地域持続的発展事業	地球温暖化対策補助金 村有施設再生可能エネルギー施設整備	村 村

第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

1 現況と問題点

① 共助のむらづくり

近年、少子高齢化や核家族化の進行などにより、地域社会が急速に変化してきており、人間関係が希薄化し、地域では昔からあった隣近所との付き合いや助け合うといった場面が少なくなりつつある。地域で支え合う新たなつながりや必要なサービスが総合的に提供される仕組みづくりが必要であり、地域の再生を図り、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して生活し続けられる仕組みを構築することが求められている。このような状況の中で、自助でできないことを共助が、共助でできないことを公助が担うという仕組みを早急に構築することが必要となっているが、厳しい財政状況などによって、公共的な支援を一人一人へ拡大することはもちろん、維持することも困難になりつつある。

2 その対策

① 共助のむらづくり

自助・公助の限界をカバーするものとして、地域に根差した共助の創生・再生を図る。近隣で互いに助け合う共助を推進することで、人と人、人と地域のネットワークを再構築し、地域に住む一人一人へ「自分たちの村は自分たちで創る」という意識を浸透させ、安心して心豊かに暮らせる地域づくりやコミュニティの充実を図る。

3 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体
12その他地域の持続的発展に関し必要な事項	共助のむらづくり	共助のむらづくり支援事業補助金	村

事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	空き家活用事業 （事業内容） 空き家の改修等を行い、利活用を図る。 （必要性） 村には民間アパートが無い為、空き家を活用する必要がある。 （事業効果） 空き家を活用することで、地区の活性化と移住・定住に繋げる。	村	
2産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	中産間地域等直接支払事業 （事業内容） 担い手の高齢化、過疎化が進む中山間地において、地域が共同で農地等を保全するために補助金を交付する。 （必要性） 高齢化が進み、担い手が不足する中山間地農地の適正保全の為に必要。 （事業効果） 中山間地農地を適正に保全することが出来る。	村	
		多面的機能支払事業 （事業内容） 農地の多面的機能の維持を目的に集落単位で構成される保全会に交付金を交付し、農地を保全する。 （必要性） 耕作放棄地の解消や農地の適正な管理の為に必要。 （事業効果） 地域の農地及び環境や景観を適切に保全していくことが出来る。	村	
		畜産振興事業 （事業内容） 村内の畜産農家に対し、安定した経営を図る為、飼料代、家畜導入等に補助を行う。 （必要性） 資料代、家畜導入費が経営を圧迫する為、補助が必要である。 （事業効果） 畜産経営の向上を図る。	村	
		営農指導事業 （事業内容） 各種生産組織及び部会に対する営農指導を強化し、後継者の育成・生産基盤の強化及び農業所得の向上を図る。 （必要性） 生産基盤の強化、農業所得の向上を図る為に必要。 （事業効果） 後継者の育成、農業所得の向上が図られる。	村	
		栗選定技術指導事業 （事業内容） 栗生産農家への技術指導が出来る人材を養成する為の事業。 （必要性） 技術指導者がいないと、技術力が向上しない為に必要。 （事業効果） 栗農家の技術向上、農業所得の向上の為に必要。	村	
		地域林政アドバイザー事業 （事業内容） 林業に関する知識、経験を本に市町村の林政や地域の林業関係者への指導助言を行う。 （必要性） 市町村の森林・林業行政の体制は脆弱、かつ専門的知見を有する者も限られるなどマンパワー・知識双方とも不足している状況にある為。 （事業効果） 森林資源の成熟により、地域の林業・木材産業の成長産業化、地方創生につながることを目的に、林業技術者により森林・林業行政を支援する事が期待される。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>入会林野整備事業 （事業内容） 入会林の有効活用を目的として、集団的に共同利用されている入会林の整備を行う。 （必要性） 入会林を有効活用する為に、名義変更等の整理が必要である。 （事業効果） 入会林整備を行うことで、入会林の活用を図る。</p>	村	
		<p>有害鳥獣捕獲事業 （事業内容） 有害鳥獣による農林産物の被害を防止する為、駆除した頭数に応じて補助金を交付する。 （必要性） 農林産物が荒らされることで、本来得られるはずの所得も下がる為、駆除が必要である。 （事業効果） 駆除することで、農林産物による所得向上を図る。</p>	村	
		<p>森林整備地域支援交付金事業 （事業内容） 森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画等にかかる計画的かつ適切な森林の整備を推進する。 （必要性） 国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたしている為。 （事業効果） 森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策の実施を通じた適切な森林整備を推進し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。</p>	森林組合	
		<p>くまもと間伐材利活用推進事業 （事業内容） 間伐の実施を早急に必要とする森林について間伐を推進するとともに、間伐材の利活用の拡大を図り、素材市場等へ出荷した場合に間伐材搬出費を助成する。 （必要性） 適正な森林整備のためには、間伐が必要である。 （事業効果） 森林の適正な森林整備に資するほか、間伐材の安定供給を推進する。</p>	森林組合	
		<p>6次産業化推進事業 （事業内容） 6次産業化を推進し、生産性の低い農地で生産された農産物に付加価値をつけ、農家の所得向上に結び付ける。 （必要性） 高齢化が進む中、担い手の減少等により農地の多面的機能が損なわれかねない為。 （事業効果） 農地の保全、所得の向上を図る。</p>	村	
		<p>プレミアム付き商品券事業 （事業内容） 村内で使用できるプレミアム付き商品券の発行に対する助成金。 （必要性） 村内商工業者の活性化を図る為に必要。 （事業効果） 村内商工業者の活性化を図る。</p>	村	
		<p>商工会活動支援事業 （事業内容） 商工会の経営基盤安定の為、商工会へ運営費助成を行う。 （必要性） 村内商工業者の円滑な運営を図る為に必要。 （事業効果） 村内経済の活性化を図る。</p>	村	
		<p>買い物支援事業 （事業内容） 移動販売事業者に対して支援を行う。 （必要性） 山間地で買い物できる店まで距離が遠い集落が多数ある為に必要。 （事業効果） 買い物困難者の解消を図る。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>景観整備事業 （事業内容） 球磨村の魅力ある景観を維持する為、村道や村敷地の景観整備を委託する。 （必要性） 景観保全の為に必要。 （事業効果） 景観整備を行い観光入込数を増加させる。</p>	村	
		<p>広報宣伝事業 （事業内容）テレビ、ラジオ、雑誌等に広告掲載を依頼し球磨村を広く宣伝する。 （必要性）球磨村のこと多くの方に知ってもらう方法として必要である。 （事業効果）多くの方に球磨村の事やイベントをしってもらう事が出来る。</p>	村	
		<p>観光協会事業 （事業内容） 観光協会に助成金を交付し、様々な観光イベントに取り組んでもらう。 （必要性） 球磨村の観光イベントを牽引してもらう上で必要である。 （事業効果） 観光イベントを実施することで、球磨村を知ってもらい、誘客に繋げる。</p>	村	
4交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>地域公共交通活性化対策事業 （事業内容） 公共交通バス事業者への業務委託及びコミュニティバスの運行費。 （必要性） 採算性が低い過疎地域においては、民間だけの力では運営出来ない為、公的な対策が必要となる。 （事業効果） 交通不便地域の解消を図る。</p>	村	
5生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展進特別事業	<p>広域行政組合負担金（ごみ処理） （事業内容） 人吉球磨広域行政組合負担金。 （必要性） 広域でのごみ処理を行う為に必要。 （事業効果） ごみの適正処理を図る。</p>	村	
		<p>広域行政組合負担金（し尿処理） （事業内容） 人吉球磨広域行政組合負担金。 （必要性） 広域でのし尿処理を行う為に必要。 （事業効果） し尿の適正処理を図る。</p>	村	
		<p>一般廃棄物収集運搬委託料 （事業内容） 村内一般廃棄物の収集運搬事業。 （必要性） ごみ処理の為に必要。 （事業効果） ごみの適正処理を図る。</p>	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6子育て支援高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	高齢者支援事業 （事業内容） 高齢者生活福祉センター管理運営助成事業、在宅支援事業。 （必要性） 高齢者の居場所及び在宅での生活を支援する為に必要。 （事業効果） 高齢者の自立、社会的孤立感の解消を図る。高齢者福祉の向上。	村	
		子ども・子育て支援事業 （事業内容） 出生祝い金事業、延長保育事業。 （必要性） 出産、子育てしやすい環境整備の為に必要。 （事業効果） 安心して出産、子育てが出来る環境を整える。児童福祉の向上。	村	
		障害者支援事業 （事業内容） 心身障害者福祉年金支給事業、障害福祉サービス事業。 （必要性） 障害があっても安心して生活できる環境を整える為に必要。 （事業効果） 障害者の方の生活支援及び障害福祉の向上。	村	
		地域福祉活動支援事業 （事業内容） 社会福祉協議会助成事業、民生委員活動助成事業。 （必要性） 社会福祉協議会及び民生委員が活動する為に必要。 （事業効果） 住民が安心して生活できる体制の整備。福祉の向上。	村	
7医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	一般検診事業 （事業内容）住民を対象としたがん検診等の実施事業 （必要性）健康な生活を送る為に必要である。 （事業効果）健康増進及び医療費削減効果。	村	
8教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	I C T 教育の推進 （事業内容）ICTを活用した授業の推進。 （必要性）情報の取得、利活用を学ぶ上で必要。 （事業効果）学習意欲の向上、情報処理能力の向上。	村	
9集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	行政区活動支援事業 （事業内容） 行政区長、班長に対して活動業務委託料を支給し活動支援を行う。 （必要性） 区長、班長活動を支援する為に必要。 （事業効果） 行政区の活動の円滑化を図る。	村	
10地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	文化活動基盤の整備・充実 （事業内容） 球磨村文化協会へ助成金を交付し、文化サークルの活動を活性化させる。 （必要性） 技術の向上や生きがいづくりの為にサークル活動が必要である。 （事業効果） サークル活動を通じて、生きがいづくりや文化的生活を送ってもらう。	村	
		文化財の保護・活用 （事業内容） 文化財の保護及び地域における歴史教材としての活用を図る為に標柱や案内板の設置を行う。 （必要性） 文化財の保護と適正管理の為に必要。 （事業効果） 文化財の保護と歴史教材としての有効活用を図る。	村	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		<p>民族文化の保存・継承支援 （事業内容） 郷土芸能保存団体に対して助成金を交付。 （必要性） 民族芸能を保存・継承していく為に必要。 （事業効果） 民族文化の保存・継承を図る。</p>	村	
11再生可能エネルギー の利用促進	(2) 過疎地域持続的発展事業	<p>地球温暖化対策事業補助金 （事業内容） 村内の住家が再生可能エネルギーを導入した場合の、住民 に対する補助。 （必要性） 2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指すために必要。 （事業効果） 温室効果ガス削減。</p>	村	
		<p>村有施設再生可能エネルギー導入整備 （事業内容） 村有施設へ再生可能エネルギー設備を導入する。 （必要性） 2050年までに二酸化炭素実質ゼロを目指す為に必要であ る。 （事業効果） 温室効果ガス削減。</p>	村	
12その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項	共助のむらづくり	<p>共助のむらづくり支援事業補助金 （事業内容） 行政区や班、地域コミュニティ組織が地域で行う活動に対 して補助金を交付する。 （必要性） 地域のコミュニティ維持のために必要。 （事業効果） 地区住民の共助による地区活動を通じてコミュニティの維 持を図る。</p>	村	